

不当な分限免職処分に対する取消訴訟を行います

教師に対する不当な「分限免職」処分と闘う

子どものための真の教育実践を守るために

都内の公立中学で教師をしていた兄、疋田哲也が、2004年2月末に「分限免職」処分となり、その不当性を訴えて、2004年4月、人事委員会に提訴しました。カナダから帰国後、私も人事委員会での審議を傍聴し、都側弁護士のあまりに低レベルな尋問に、予想していたとはいえ、あきれていましたが、2007年1月に出された裁定は、こちら側で論破している処分理由のことなどには全くふれずに、ただ、処分側の論調のみの稚拙な文章をもって、申し立て却下となりました。

兄は、理科の教師で、さまざまな小道具を使って、生徒たちが実験を体験できる授業を行い、生徒の科学的探究心を高めていたようです。このことは私自身、この人事委員会での審議の過程で改めて分かってきました。また、もと同僚の方々、さまざまな記録等から、生活指導、性教育・エイズ教育、さまざまな文化活動、地域活動、そして部活動と、どれも手を抜かずに行ってきたこと、そして生徒たちから支持され、慕われていたこと、処分時の校長よりも前の校長たちの下では、同僚と協力しあって、生き生きと実践を展開していたことも、改めて分かってきました。

また、一方でいま生徒のこと、生徒を育てる授業に力を注ぐ立場からみて疑問に思える理不尽な学校経営に疑問を呈すると、校長による「職務命令」違反という錦の御旗で追い込まれ、不合理な法規解釈で、あまりにも簡単に、「解雇」が行われかねないことも分かってきました。

労働権があまりにもひどく踏みにじられています。

兄はもちろん納得せず、また兄を支援してきた、私も含めまだ小さな輪でしかない、卒業生、もと同僚、そして兄の友人たちも納得せず、その心の支えをもとに、兄は個人として、「分限免職処分取り消し」を東京都に求める行政訴訟を起こしました。

兄も、私たちも、裁判に慣れていず、弁護士の方に相談しつつも、運動の展開は全く手探りです。以前にお伝えしたように、兄は組合の支援を受けることもできていません。兄が解雇処分を受ける半年以上前、「体罰」をした悪徳教師という、マスコミを巻き込んだキャンペーンを展開された頃、すぐ組合に相談したときには、兄は「あんたはもうお終りだ」と言われてショックを受けたようです。兄はずっと組合員であり、また分会長を務めていたともあり、メ・デ・にも同僚たちとともに積極的に参加してきていたので、窮地にそのような対応をされて驚いたようです。それでも組合を辞めてはいませんでしたから、その後、「解雇」という処分に直面し、「分限免職」という意味もよく分からなかったため、すぐ、人事委員会に処分取り消しを訴えるため、教員組合に相談しました。知り合いの教員組合関係者とも相談し、地区組織から手順を踏んで、支援をお願いしていったのですが、それでも断られてしまいました。弁護士の紹介すらしてくれませんでした。

今、とても信頼できる二人の弁護士の方に協力していただいています。このような裁判のときに、どのような運動を展開すればいいのか、その方法について、私たちは全く素人で、手探り状態です。

いよいよ裁判ということで、少し話題を広げたところ、このような不当な処分を受けている教員がいることを知らなかった組合幹部もいたようで、今後、なんらかの形で支援してもらえる可能性があるのかしらと、一方で期待を回復しつつも、具体的な可能性はまだ何もなく、今は、自分たちの力で運動を展開するしかない状況です。

教育の仕事にとことん打ち込んでいた兄は、「教師」としての力を否定されて、突然解雇されたあと、精神的にかなり参っていたようでした。はじめの2年間は「不適格」のレッテルを貼られ、目の前でその実力を認められながらも、現場には戻れないという現実を思い知らされる場面に何回も出会ってきました。しかし、その後自ら探し出した教員派遣会社で、その実力が認められ、一昨年末からようやく、私立高校の非常勤講師（派遣労働）の職を得ました。しかし非常勤講師は学校の都合で毎年、授業をもてるかどうか分からず - これはかつて、私も経験してきましたが - 、さらにその中でも派遣の教員はさらに不安定で、昨年講師をしていた2校とも、授業の評判は良かったのですが、講師に依頼するコマ数の関係から継続はなく、今年はまだ別の学校の非常勤をしています。

しかし、正規の教員と比べて、全く不安定、時給もひどく低いのですが、兄は、生徒を前にした仕事で、ようやく自信を取り戻しつつありました。ところが今度決まった教員免許法の改定で、「分限免職」処分を受けたものは教員免許を剥奪されることになり、来年からは、薄給ながらやりがいとぎりぎりの生活基盤を取り戻しかけていた状態から、また振り出しにもどされるという状況になります。それでも兄は今、「教える」という情熱を、学校以外に見出そうと、何とか仕事と生活の糧を得るべく、今から格闘しています。

私はもちろん、このような状況に追い込まれた兄を支えるという意味でも、裁判を支援したいと考えていますが、それだけでなく、この裁判は、先にも書いたように、今後の教員・教育実践への攻撃の展開を押しとどめることができるかどうか、その大事な闘いになると思っています。多くの教員は、嫌気がさして、自らやめていっているのです。解雇されるまえにやめている。また人事委員会への不服申し立て、その先の地方裁判所への提訴など、組合の支援がないなかで、普通、政治的な運動に慣れていない人にはそう簡単にできることはありません。私を含め兄の周辺もそういう運動に慣れている人はいません。しかし、たとえ負けたとしても、この裁判を行う意義はあると私は信じています。

初公判が、東京地裁（霞ヶ関）7階の710 法廷で、

9月3日午後4時半から行われます。

わずか15分ほどとのことですが、通常では初回には行わないという本人陳述を、兄は弁護士の示唆を受け、5分だけ行うとのこと。多くの方にこの裁判に関心をもっていたかと思っております。

また関心をもっているという事実が、裁判をいい加減なものにさせない圧力になると聞いています。そこでもしお時間がある方で、少しでも関心を持っていただける方は、ぜひ傍聴にいらしていただければ幸いです。

たった15分だということを知り、今回は来て傍聴していただいても却って申しわけないのでは、と私は全く素人的に、そんな風に思ってしまったのですが、先日、社会教育研究全国集会でお会いした方から、そんなことはない、裁判の実際は事務的やり取りで終わることも多々あるけれど、法廷の傍聴席を埋めることは、いつでも大事なのだと教えられました。710法廷は50席の大法廷だそうです。この席をどれだけ埋められるのか全く見通しが立っていませんが、今からでも、また今後につなげる意味も込めて、案内に奔走しようかと思っています（といっても、大学運営の仕事その他の活動を何とかやりくりしながらということになるのですが）。

資料として、この裁判の支援と9月3日の傍聴をお願いする、兄自身が作ったチラシがあります。上手な呼びかけとはいえないかもしれませんが、もう少し詳しく、今回の処分とその背景が分かると思っています。

また人事委員会の最終陳述（昨年7月）で、兄は自分が、教師として24年間行ってきたことを振り返っており、その文章もあります。

両方ともファイルでお送りすることができます（前者は短いものですが、後者は大部です）ので、もし、関心をもって読んでいただける方は、私、荒井容子まで裁判専用のeメールアドレス（yfe12833@nifty.co.jp）にご連絡ください。

ぜひ多くの方に関心をもっていたかたく、また今後も経過を報告させていただきます。

荒井容子

なお、東京地裁=東京地方裁判所は、地下鉄 霞ヶ関駅から徒歩3分です。

裁判のあと、弁護士会館5階502号室で報告会も行いますので、裁判に間に合わない場合でも、こちらにもご参加いただければ幸いです。なお裁判は予約なく、個人で傍聴できます。直接法廷に時間までに行けばいいようです。http://www.courts.go.jp/kengaku/botyo_tebiki.html参照。

地図、傍聴方法などは裏面（もしくは次のページ）をご参照ください。

9月3日の原告弁護団の日程は以下のとおりです。

午後3時45分 東京地方裁判所1階 ロビーに集合

午後4時15分 東京地方裁判所7階710法廷へ

午後5時~6時 弁護士会館5階502号室で「報告会」

裁判は午後4時半~

東京都の公立中学校教諭に対する、不当な分限免職処分取消訴訟

9月3日の裁判のための時程

午後 3 時 45 分 東京地方裁判所 1 階 ロビーに集合

午後 4 時 15 分 東京地方裁判所 7 階 710 法廷へ 裁判は午後 4 時半～

午後 5 時～6 時 弁護士会館 5 階 502 号室で「報告会」

地図 東京地方裁判所（東京高等裁判所）と弁護士会館（東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目）

最寄駅 霞ヶ関（丸の内線）から徒歩 3 分
桜田門 から徒歩 4 分
虎ノ門、内幸町、日比谷から徒歩 8 分

以下は **裁判傍聴の方法** について「裁判所」のホ - ム ペ - ジ に記載されている事項です
(http://www.courts.go.jp/kengaku/botyo_tebiki.html より)

「傍聴したいときには

法廷が開かれていれば、事前に申し込まなくても傍聴することができます。「傍聴人入口」の扉から中に入り、傍聴席に座って傍聴してください。

どのような裁判が行われているのかは、法廷の入口に掲示されている裁判の予定表（開廷表）で確認してください。すべての法廷の開廷表を玄関ホールなどに備え付けている裁判所もあります。

なお、家庭裁判所や簡易裁判所などで扱う非公開の事件（調停、審判等）は、傍聴することができません。

また、傍聴希望者が多い裁判では傍聴券交付手続が行われる場合もあり、その場合には、指定された場所に集合時間までにお越しいただき、傍聴券を入手する必要があります。傍聴券交付手続が行われる裁判については、[傍聴券交付情報](#) をご覧ください。

詳しくは、傍聴に行く裁判所にお問い合わせください。

傍聴する際の注意

法廷内では、裁判長が法廷の秩序を保つために必要な措置をとることができますので、裁判長から指示があった場合には、その指示に従ってください。

法廷の入口付近には注意事項が掲示されていますので、ご覧ください。

法廷内では静かに

法廷の中では、審理の妨げとならないよう、大きな声で話したり大きな音を立てたりしないでください。

持ち物

携帯電話等音の出る機器をお持ちの方は、法廷内では電源をお切りください。また、危険物や撮影・録音ができる機器等は、許可なく法廷内に持ち込むことはできません。」

なお、他に「リ・フレット法廷ガイド」も参照

(http://www.courts.go.jp/kengaku/pdf/hotei_guide.pdf)

東京地方裁判所・東京高等裁判所地図